

(抜 粋)

閣 副 第 196 号

令和 8 年 3 月 4 日

各都道府県 水循環担当部局 御中

内閣官房水循環政策本部事務局長
(公印省略)

地下水採取の実態把握等のための条例の制定について (依頼)

平素より、水循環施策の推進に格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 7 年 9 月 25 日付事務連絡「地下水関係条例、地下水協議会等に関する調査へのご協力について (依頼)」につきまして、ご多忙の中ご回答いただき、ありがとうございました。地下水採取を規制している条例及び外国人等による地下水採取事例に関する調査結果は別紙 1 のとおりであり、同年 12 月 16 日に公表したところです。

今回の調査結果では、地下水採取を規制している条例により、届出や許可等が課されている市区町村は全体の約 4 割となっています。外国人等による地下水採取に関して具体的な支障事例は報告されませんでした。こうした条例のない地方公共団体では、地下水採取の十分な実態把握が難しい状況にあると考えられます。

また、令和 8 年 1 月 23 日の外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議において、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が決定され、「現状、地下水を採取した外国人等の国籍までは把握できていないため、国籍情報を把握するよう地方公共団体に働きかける」こと、「条例制定の事例や考え方を示すこと等により併せて地方公共団体による条例執行を支援する」とされたところです。(別紙 2)

地下水については、令和 3 年 6 月の水循環基本法の一部改正 (令和 3 年法律第 73 号) により、同法第 16 条の 2 において、「国及び地方公共団体は、地下水に関する情報の整理、分析、公表及び保存、適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置、採取の制限その他の必要な措置を講ずるよう努める」とされていることを踏まえ、地方公共団体におかれましては、下記の通り、国籍情報を含めた地下水採取のより一層の実態把握について条例の制定や改正をご検討いただき、取組を進めていただきますようお願いいたします。また、都道府県におかれましては、貴管内市区町村にご周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 条例の制定について

既に制定されている条例においては、地盤沈下等の地下水障害の防止、地下水量の

保全等を目的として、地下水採取について届出や許可を課しており、現在、条例未制定の地方公共団体におかれましては、別紙3も参考に、地域の実情に応じて地下水採取の規制の態様等を検討し、条例の制定に取り組んでいただきますようお願いいたします。

2. 国籍情報の把握について

条例により地下水採取について届出や許可を課し、問題があった場合に指導や勧告等を行う際、届出者が外国籍者であった場合、指導や勧告等の内容を当該届出者の出身国の言語や文化的背景に配慮したものとするにより、より実効性のある指導や勧告等の実施が可能となると考えられます。このため別紙4の地下水採取者の国籍等の把握のための規定例を参考に、地下水採取者の国籍等を把握できるよう届出様式の変更等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

3. 地下水関係条例及び外国人等による地下水採取事例に関する調査について

総合的対応策に基づき、来年度以降も外国人等による地下水採取事例に関する調査を実施することとしていますので、今後ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、令和7年9月25日付の調査について、地下水採取を規制している条例以外の条例も含め調査結果をとりまとめた地下水関係条例の調査結果（別紙5）を添付しますので、地下水採取に係る条例の制定又は改正等の参考としてください。

【本件に関する問い合わせ】

国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課

- ・電 話：03-5253-8111（代表）
- ・担 当：富田(内線 31313)、佐藤(内線 31153)

1. 地下水採取を規制している条例の制定状況について

【調査概要】

全ての都道府県及び市区町村に対し、地下水の採取について許可・届出等により規制を行っている条例の制定状況について調査。

【調査結果】

- ・地下水の採取を規制している条例は、26都府県が28条例、236市区町村が241条例を制定。
- ・これらの条例により規制対象となる市区町村は714市区町村※。
- （※内訳は、都府県条例により541市区町村、市区町村条例により236市区町村が規制対象。一部重複あり。）
- ・条例の目的は、地盤沈下の防止(162条例)、地下水量の保全(253条例)。(※重複あり)
- ・罰則を設けているのは205条例。

2. 外国人等による地下水採取事例について

【調査概要】

全ての都道府県及び市区町村に対し、各自治体が把握している地下水採取事例のうち、採取者の名称や住所地から外国人又は外国法人と思われる者(以下、「外国人等」という。)による事例を調査した。なお、採取者の国籍は把握できていない。

また、回答した自治体は主に地下水採取を規制している条例により事例を把握しており、こうした条例がない自治体においては事例の把握ができていないと考えられる。

【調査結果】

(1) 外国人等による地下水採取の事例の把握の有無について

- ・外国人等による地下水採取の事例があると回答した自治体は、12自治体(1県・11市町村)、49件(予定2件を含む)。
- ・各自治体の把握件数は、1～5件が9自治体、10件以上が3自治体、最多が12件。
- ・主な目的は、生活用水、リサイクル業等の事業場での使用、消雪用、酒類の製造等。

(2) 外国人等による地下水の採取に関する支障事例の有無について

- ・地下水障害や住民トラブルの発生など、具体的な支障事例は報告されなかった。

- 「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和 8 年（2026 年）1 月 23 日
外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）（抄）

第 2 土地取得等のルールの内り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組

4 地下水採取に関する実態把握

i 現状と問題点

- ・林野庁が実施する「外国法人等による森林取得に関する調査」においては、外国法人等が取得した森林で、取水や地下水採取を目的とした開発等の事例は報告されていない。ただし、同調査は国土全域を対象とした網羅的なものではない。

ii 実施中の施策

- ・地下水保全や利用等に関する条例の制定状況や外国人等による地下水採取の事例について、全国の地方公共団体に調査を実施した（令和 7 年 9 月～10 月）。調査の結果、地下水採取の規制について、26 都府県 236 市区町村で 269 条例が制定されていた。また、外国人等による地下水採取の事例を把握している地方公共団体は 12 団体 49 件であるが、具体的な支障事例は報告されていない。

〔内閣官房〕《施策番号 232》

iii 速やかに実施する施策

- ・メディアや SNS 等で発信される外国人等の地下水採取に係る具体的な懸念について、情報収集・分析を行い、事実関係を確認するとともに、必要に応じて対応策を検討する。（年度内に開始）

〔内閣官房〕《施策番号 233》

- ・今後も、毎年、外国人等による地下水採取の事例に関する調査を実施する。なお、現状、地下水を採取した外国人等の国籍までは把握できていないため、国籍情報を把握するよう地方公共団体に働きかけるとともに、把握状況についても調査を行う。（毎年継続実施）

〔内閣官房〕《施策番号 234》

- ・現状、条例により地下水採取の実態が把握できている市区町村は 714 市区町村に留まる。国土全域の実態把握と適切な地下水の管理を実現するため、地方公共団体と連携しつつ、国籍情報を含む統一的な考え方による地下水採取の実態把握や地下水の適正な保全と利用の実効性のある仕組みについて、検討を開始し、令和 8 年夏までに基本的な考え方を整理するとともに、採取量の把握や採取が地下水量に与える影響などの技術的課題についても検討する。併せて、条例制定の事例や考え方を示すこと等により地方公共団体による条例執行を支援する。

〔内閣官房、国土交通省〕《施策番号 235》

iv 今後の課題

- ・法人の実質的支配者の把握強化の取組と連携することで、地下水採取者が法人である場合、当該法人の実質的支配者を把握することも検討する。

〔内閣官房、国土交通省〕《施策番号 236》

地下水採取者の国籍等の把握のための規定例

地下水採取の申請者の申請事項として、以下①～④の事項を加える場合の規定イメージは1. 及び2. のとおりです。なお、森林法施行規則（新たに森林の土地の所有者となった者の届出事項）、国土利用計画法施行規則（土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出における記載事項）、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行規則（特別注視区域内にある一定規模以上の土地等の所有権等の移転等をする契約を締結する場合に届けなければならない事項）においても、同様の記載事項を追加する省令改正が行われる予定です。

＜国籍等把握事項＞

- ① 申請者の国籍等（永住者又は特別永住者にあつてはその旨を含む。②において同じ。）（法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国。）
- ② 申請者が法人である場合には、その代表者の氏名及び国籍等
- ③ 申請者が法人であつて、同一の国籍等を有する者がその役員の過半数を占めるものである場合は、その国籍等
- ④ 申請者が法人であつて、同一の国籍等を有する者がその議決権の過半数を占める場合は、その国籍等

なお、特別永住者や永住者については、人権上の観点及び日本の法令につき通常の日本国民と同程度に理解していることが想定されることを踏まえ、通常の外国籍の者とは区別して記載させることが望ましいと考えられます。（特に特別永住者については、歴史上の背景もあり、人権上の観点から、一般の外国籍の者と同一視しているとの誤解を招かないよう配慮する必要があります。）

＜規定イメージ＞

1. 届出事項等として条文に規定する例

- 一 申請者の国籍等（自然人にあつては、その国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 5 号ロに規定する地域をいい、法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国をいう。次号において同じ。）（同法別表第二の永住者の在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者にあつてはその旨を含む。次号イにおいて同じ。）
- 二 申請者が法人である場合には、次に掲げる事項
 - イ その代表者の氏名及び国籍等

